

# 開発宅造・建築相談書

No.

受付年月日	年 月 日 ( ) 時 分				
相談者 住所・氏名	TEL				
関係者 住所・氏名	TEL				
相談地	※この欄には地名、『地番』及び『地目』を記載してください。 鹿児島市 (地目: )			面積	m <sup>2</sup>
	該当	区域区分等	許可を要する規模	宅造規制区域	
		都市計画区域	市街化区域	1,000 m <sup>2</sup> ≤	内・外
			市街化調整区域	全 て	内・外
			非線引き	3,000 m <sup>2</sup> ≤	内・外
	都市計画区域外		10,000 m <sup>2</sup> ≤	内・外	
相談事項	行為の目的:				
	行為の規模: 造成面積 <input type="text"/> [m <sup>2</sup> ] 最大切土高 <input type="text"/> [m] 最大盛土高 <input type="text"/> [m]				
	※ 造成がある場合は、計画内容のわかる図面等を添付してください。				
	<b>留意事項 (必ず読んでください。)</b>				
	<p>① 事前相談に対する回答は、現時点での回答であり、今後基準の見直しにより、回答内容に変更が生じる場合もあるので、早急に申請等の手続きを行わない場合は、再度相談を行うようにしてください。</p> <p>② 事前相談に対する回答の有効期限は、最大でも概ね6ヶ月程度としますので、相談後、期間が経過した場合は、再度相談を行うようにしてください。</p>				

- ※1 相談者の欄: 当課へ来課された方の住所、氏名及び連絡先を記入
- ※2 関係者の欄: 相談地の所有者、造成主等の住所、氏名及び連絡先を記入
- ※3 相談地の欄: 地名、地番及び地目を記入 (複数ある場合は、全て記入)
- ※4 面積の欄: 相談地 (開発予定地) の実測面積を記入
- ※5 相談事項欄: 目的 (予定建築物の用途や規模等)、造成行為の規模 (切土、盛土の高さ等) 等を記入
- ※6 添付資料: 付近見取図 (住宅地図等)、写真、登記簿謄本 (閉鎖謄本) や字図の『写し』等  
添付図面: 土地利用計画図、平面図、断面図、求積図等
  - 注1) 土地利用計画図は、宅地計画、敷地面積、接道長さ等を記入
  - 注2) 平面図は、切土、盛土を行う範囲が分かる線及び造成面積を記入
  - 注3) 断面図は、現況と計画が一つの図面で分かるように作成し、擁壁の種類を記入
  - 注4) 断面図は、切土、盛土の高さが最大となる部分は必ず作成
  - 注5) 求積図は、開発予定地全体の求積図
- ※7 具体的な建築計画がある場合は、配置図や建物平面図、立面図等を提出
- ※8 住宅以外の場合は、事業計画書や理由書等を提出し、審査基準の内容を図示してください (裏面参照)
- ※9 相談を行う際は書類を『2部』作成し、1部は提出し、1部は相談者側で保管してください

開発審査会提案基準に応じて必要とする主な図書

開発審査会提案基準等	必要とする主な図書
<条例> 分家住宅、指定既存住宅	(1)戸籍謄本、附票、住民票 (2)資産証明
<提案基準第1号> 既存の権利の届出忘れ	区域区分日前に土地の所有権または土地の利用に関する権利を有していたことが明確に証明できるもの
<提案基準第2号> 社寺仏閣及び納骨堂	(1)当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者の分布図 (2)当該地域に立地する合理的事情があることの理由書
<提案基準第3号> 建替又は増築	(1)都市計画法の許可を受けた建築物 開発（建築）許可通知書又は建築確認済証 (2)既存宅地確認を受けた建築物 既存宅地確認通知書又は建築確認済証 (3)区域区分日前の建築物 建物の登記事項証明書又は家屋証明書（建設年度記入） (4)公共公益施設 建築確認済証 許可（認可）証の写し、関係部局との協議録等
<提案基準第4号> 従業員住宅等の建築	(1)事業所と従業員住宅との位置関係がわかる地図 (2)事業所の規模が確認できるもの
<提案基準第5号> 研究施設	研究対象が当該市街化調整区域に合法的に存在することが証明できるもの
<提案基準第6号> 指定既存集落内の小規模な工場等	(1)10年以上居住していたことが確認できる戸籍の附票、または住民票 (2)事業内容が確認できるもの (3)当該地域に立地することがやむを得ないと判断される理由書等
<提案基準第7号> レクリエーションのための施設を構成する建築物	必要最小限不可欠である施設と判断される理由書等
<提案基準第8号> 医療施設、社会福祉施設等	(1)許可（認可）証の写し、関係部局との協議録等 (2)既存施設一覧（建築年度、用途、床面積、定員数等） (3)当該地域に立地することがやむを得ないと認められる理由書等 (4)事業計画書及び資金計画書（残高証明書及び融資証明書以内） (5)植栽計画図 (6)資力及び信用に関する申告書
<提案基準第9号> 学校等	(1)許可（認可）証の写し、関係部局との協議録等 (2)当該地域に立地することがやむを得ないと認められる理由書等 (3)事業計画書及び資金計画書（残高証明書及び融資証明書以内） (4)資力及び信用に関する申告書
<提案基準第10号> 廃棄物の中間処理施設等	(1)廃棄物処分業許可証の写し (2)取扱品目一覧 (3)植栽計画図 (4)会社概要等
<提案基準第11号> 使用済自動車の解体の用に供する建築物	(1)自動車リサイクル法に基づく解体業の許可証の写し (2)事業計画書 (3)会社概要等
<提案基準第12号> 建設業関係建築物	(1)建設業許可証の写し及び工事実績書 (2)会社概要等 (3)植栽計画図 (4)資産証明等（所有建築物の合法性を確認するため）
<提案基準第13号> 既存宅地	区域区分日前において当該土地が宅地であったことを確認できるもの（土地の登記事項証明書等）
<提案基準取扱い要領> その他	当該地域に立地することがやむを得ないと認められる理由書等

※ 状況に応じて上記表以外のもので個別に必要とする書類等があります。